

令和8年3月19日成田市規則第15号

成田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、市内において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち住民主体サービスを提供する団体に対し、当該住民主体サービスの提供に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、地域住民が互いに助け合う仕組みの整備を促進し、もって高齢者の介護予防及び地域づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民主体サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）」別紙「地域支援事業実施要綱」に規定する訪問型サービスB（以下「訪問型サービスB」という。）をいう。
- (2) 団体 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項の規定による基準に従って、自ら住民主体サービスを支援対象者（住民主体サービスを提供する日において、本市が行う介護保険の居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）であって、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターが住民主体サービスの提供を必要と認めるものをいう。）に対して提供する団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 住民主体サービスの提供に関する規約、規程等を備えていること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 5人以上の者で構成されていること。
 - エ 営利、政治活動又は宗教的活動を目的とする団体でないこと。
 - オ 住民主体サービスを提供するための活動拠点が市内にあること。
 - カ 住民主体サービスに従事する者（以下「従事者」という。）の半数以上が本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
 - キ 従事者に対して、その資質の向上のための研修の機会の確保に努めること。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業、介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業補助金（以下「住民主体サービス事業補助金」という。）の交付を受けることができる団体及び補助の対象となる経費は、別表第1に定めるとおりとし、住民主体サービス事業補助金の額は、同表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費について、同表の算定基準の欄に定める方法により算定した額の合計額とする。

2 前項の住民主体サービス事業補助金の額は、別表第2の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助限度額の欄に定める額を限度とする。

3 前各項の規定にかかわらず、国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費として市長が認める経費にあつては、補助の対象としない。

(交付の申請)

第4条 住民主体サービス事業補助金の交付を受けようとする団体は、住民主体サービス事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) 住民主体サービスの提供に関する規約、規程等

(4) 誓約書（別記第4号様式）

(5) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合にあつては、これらの内容が確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、住民主体サービス事業補助金の交付の可否を決定し、住民主体サービス事業補助金交付決定・却下通知書（別記第5号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 前条の規定により住民主体サービス事業補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、住民主体サービス事業補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに住民主体サービス事業補助金変更申請書（別記第6号様式）に第4条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、住民主体サービス事業補助金変更決定・却下通知書

(別記第7号様式)により当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、住民主体サービス事業補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績の報告)

第9条 交付決定団体は、住民主体サービスの提供が完了したときは、住民主体サービス事業補助金実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 住民主体サービスの提供に要した費用を証する書類
- (2) 事業報告書(別記第9号様式)
- (3) 収支決算書(別記第10号様式)
- (4) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合にあつては、これらの内容が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第10条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき住民主体サービス事業補助金の額を確定し、住民主体サービス事業補助金確定通知書(別記第11号様式)により当該報告をした交付決定団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、住民主体サービス事業補助金の交付を受けようとするときは、住民主体サービス事業補助金交付請求書(別記第12号様式)により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第12条 交付決定団体は、住民主体サービス事業補助金の概算払を受けようとするときは、住民主体サービス事業補助金概算払請求書(別記第13号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により住民主体サービス事業補助金の交付の決定を受けた団体があるときは、住民主体サービス事業補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた団体に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第10条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に住民主体サービス事業補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象事業	補助対象団体	補助対象経費	算定基準
新規開設事業	原則として、1年以上かつ週1日以上訪問型サービスBを提供する団体	訪問型サービスBの開設に要する次に掲げる経費 (1) 需用費（消耗品費及び修繕料（軽微なものに限る。）） (2) 使用料及び賃借料 (3) 備品購入費	補助対象経費に要した実支出額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
運営事業		訪問型サービスBの運営に要する次に掲げる経費 (1) 人件費（訪問型サービスBの利用調整等を行う者に係るものに限る。） (2) 報償費（第2条第2号キに掲げる研修に係るものに限る。） (3) 需用費（消耗品費，燃料費，印刷製本費，光熱水費及び修繕料（軽微なもの	補助対象経費に要した実支出額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

		に限る。)) (4) 交通費 (買物を代行する際に要したものに限る。) (5) 役務費 (通信運搬費及び保険料) (6) 使用料及び賃借料 (7) 備品購入費	
--	--	---	--

別表第2

補助対象事業	補助限度額
新規開設事業	新たに訪問型サービスBを開設する団体ごとに10万円
運営事業	訪問型サービスBの利用者の月平均の人数 (当該年度における訪問型サービスBの実施月における当該訪問型サービスBの利用者の実人数の合計人数を実施月の数で除した数をいう。)の区分に応じ、それぞれ定める額 (1) 1人以上4人以下 50,000円 (2) 5人以上9人以下 75,000円 (3) 10人以上 100,000円

[別記様式 略]